

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 林道の管理（第3条～第8条）

第3章 林道の転用又は用途変更等（第9条～第13条）

第4章 林道の占用及び目的外使用（第14条～第25条）

第5章 補則（第26条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、山北町営林道（以下「林道」という。）の管理に必要な事項を定め、林道の保全及び車両の通行等の安全並びに利用の円滑化を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- （1） 林道管理者 山北町長をいう。
- （2） 車両 道路交通法第2条第8項に規定されたものをいう。

第2章 林道の管理

（林道の管理）

第3条 林道管理者は、林道の保全及び車両の通行等の安全並びに利用の円滑化を図るため、林道の適切な管理に努めるものとする。

- 2 林道管理者は、林道施設の維持管理等のため、林道として管理する敷地（以下「林道敷地」という。）について、林道施設の外縁から余裕幅を設けるよう努めるものとする。なお、余裕幅は2mを標準とし、林道施設の規模、安定度、維持管理、周辺に与える影響度等を考慮して増減するものとする。

（林道の設置）

第4条 林道管理者は、林道の設置にあたり、設置及び設置後の維持管理を行うために、設置に係る土地所有者及びその他その土地の権原をもつ者から、書面をもって土地の使用承諾を得なければならない。

- 2 林道管理者は、土地所有者等から得た土地使用承諾書を整理、保管しなければならない。

（林道台帳の作成）

第5条 林道管理者は、林道台帳を作成し保管するものとする。

2 林道管理者は、林道台帳の記載事項に変更が生じた場合は、すみやかにその訂正を行うものとする。

(林道に関する禁止行為)

第6条 林道管理者は、次に掲げる行為を禁止し、林道利用者に周知するとともに適切な指導を行うものとする。

- (1) 林道を損傷し、又は汚損する行為
- (2) 林道に木材、土石等の物を置き車両の通行等に支障を及ぼす行為
- (3) 橋梁の制限重量以上の車両の通行行為
- (4) ごみ等を投棄する行為

2 林道管理者は、前項各号に掲げる行為を行った者及び行うおそれのある者に対して、原状に回復させる等の適切な措置を講ずるものとする。

(標識の設置)

第7条 林道管理者は、林道の起点及び終点その他必要な場所に林道名、管理者名、延長、幅員等を明示した林道標識を立てるものとする。

2 林道管理者は、林道の保全及び車両の通行等の安全並びに利用の円滑化を図るため、必要な場所に道路標識その他を設置するものとする。

(林道の通行の禁止又は制限)

第8条 林道管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、区間を定めて、林道の通行を禁止し又は制限することができる。

- (1) 林道の破損、欠壊その他の事由により車両の通行に危険があると認められるとき。
- (2) 林道に関する工事のため、やむを得ないと認められるとき。
- (3) 異常気象など、車両の通行が危険であると認められるとき。
- (4) 林道経営や森林の適正な維持管理を行う目的で林道を利用する者以外の車両が通行するとき。ただし、別に定める車両は除く。

2 林道管理者は、前項に規定する通行の禁止又は制限をするときは、通行の禁止又は制限に関する標示板を設置するものとする。また、路線ごとの利用状況等を勘案し、必要に応じてゲートを設置し施錠するものとする。なお、ゲートを設置し施錠する場合は、鍵の貸し出し等、必要な事項を別に定めるものとする。

3 林道管理者は、第1項第4号の規定に該当することにより第2項の規定に基づきゲートを設置し施錠するときは、関係行政機関及び地元関係者と協議し、実施にあたっては、必要な書類を整備保管して行わなければならない。

第3章 林道の転用又は用途変更等

(林道の転用又は用途の変更等)

第9条 林道において次の各号に該当する行為をしようとする者は、林道管理者の承認を受けなければならない。

- (1) 林道の転用又は用途変更
- (2) 林道の管理替え
- (3) 林道以外の道路を林道に編入
(林道管理者以外の者が行う林道工事)

第10条 林道管理者以外の者が林道の改良を目的として林道の規格構造の変更工事をしようとするときは、林道管理者の承認を受けなければならない。また、承認された内容等を変更する場合も同様とする。

2 前項の工事は林道規程(昭和48年4月1日48林野道第107号)に準拠して設計しなければならない。

(林道への取付け)

第11条 道路等を林道に取り付けをしようとする者は、林道管理者の承認を受けなければならない。

(林道の転用等の申請)

第12条 第9条、第10条、第11条の規定により承認を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類等を林道管理者に提出するものとする。

- (1) 第9条第1号に係る申請については第1号様式
- (2) 第9条第2号に係る申請については第2号様式
- (3) 第9条第3号に係る申請については第3号様式
- (4) 第10条第1項に係る申請については第4号、第5号様式
- (5) 第11条に係る申請については第6号様式

(工作物の帰属)

第13条 林道管理者以外の者が行う工事により林道敷地内に設置された工作物のうち、林道管理上必要と認められるものは林道管理者に帰属するものとする。

第4章 林道の占用及び目的外使用

(林道の占用)

第14条 林道敷地内に工作物又は施設を設けて林道の占用をしようとする者は、林道管理者の承認を受けなければならない。

2 林道敷地内に工作物又は施設を設けて林道の占用をしようとする者は、土地所有者とあらかじめ協議し、その同意を受けなければならない。

(林道の目的外使用)

第15条 林業経営や森林の適正な管理以外の目的で林道の使用（以下「目的外使用」という。）をしようとする者は、林道管理者の承認を受けなければならない。ただし第8条第1項第4号の別に定める車両は除く。

2 日常的に高い頻度で目的外使用をしようとする者及び爆発物等の危険物や産業廃棄物等の搬入出に林道の使用をしようとする者は、使用する林道敷地内の土地所有者とあらかじめ協議し、その同意を受けるものとする。

（占有又は目的外使用の申請）

第16条 第14条第1項の規定による林道の占有又は前条第1項の規定による目的外使用をしようとする者は、林道管理者に、占有又は目的外使用をしようとする日の14日前までに林道占有（目的外使用）申請書（第7号様式）を提出しなければならない。ただし、前条第2項に係る申請については、提出期限を20日前までとする。

2 林道の占有又は目的外使用の承認を受けた者が、当該承認に係る承認事項の内容を変更しようとするときは、林道占有（目的外使用）変更申請書（第8号様式）を林道管理者に申請し、承認を受けなければならない。ただし、林道の構造又は車両の通行に支障を及ぼす恐れがないと認められる軽易なものについては、この限りではない。

3 林道の占有又は目的外使用の承認を受けた者が、当該承認に係る期間の満了後も引き続き占有又は目的外使用をしようとするときは、期間満了の日の14日前までに林道占有（目的外使用）継続申請書（第9号様式）を林道管理者に申請し、承認を受けなければならない。

4 第14条第2項及び第15条第2項に係る申請については、土地所有者の同意書を添付するものとする。また、第2項及び第3項に係る申請については、既に提出済みの同意書で土地所有者の同意が確認できる場合には、添付を省略できるものとする。

5 林道管理者は、申請にあたって、必要に応じて次の関係書類の提出を求める事ができる。

（1） 位置図（工作物設置の場合は付近100m内外の平面見取図）

（2） 実測求積図、縦断図及び横断図

（3） 占有工作物の構造図

（4） 碎石、砂利、鉱物等の搬出のための占有又は使用については、関係法令に定められた許可書の写し

（5） その他林道管理者が特に指示した書類

（占有又は目的外使用の承認）

第17条 林道管理者は、林道の占有又は目的外使用の申請があった場合には、内容を審査し、立地条件等やむを得ないもので、かつ林道の通行及び構造に支障がない場合に限り承認するものとする。ただし、占有施設の設置にあたり、次の場合は、承認しないものとする。

（1） 道路幅員内の地表面への設置

(2) 建築限界内の設置

(3) 橋梁へ設置する場合は、橋桁の両側以外又は橋床の下以外への設置

2 林道の占用又は目的外使用の承認期間は、占用は3年以内とし、目的外使用は1年以内とする。ただし、次のものに係る目的外使用については、承認期間を3年以内とする。なお、承認期間が満了し、これを更新しようとする場合の期間についても同様とする。

(1) 占用施設の保守、点検等に係るもの

(2) 水道法(昭和32年法律第177号)、工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)、下水道法(昭和33年法律第79号)、地方鉄道法(大正8年法律第52号)、ガス事業法(昭和29年法律第51号)、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)又は電気事業法(昭和39年法律第170号)の規定に基づき、水道管(水道事業、水道用水供給事業又は工業用水道事業の用に供するものに限る。)、下水道管、公衆の用に供する地方鉄道、ガスパイプ、電気通信設備、電柱又は電線の保守・点検等に係るもの

3 林道管理者は、林道の占用又は目的外使用を承認しようとする場合は、条件を付すことができる。

(占用施設の完成)

第18条 林道の占用の承認を受けた者は、占用施設の設置が完成した場合、完成の日から7日以内に林道占用完成届(第10号様式)を林道管理者に提出しなければならない。ただし、占用期間が7日以内のものについては、林道占用完成届の提出を省略することができるものとする。

2 林道管理者は、前項の届出に基づき完成状況を確認し、措置が不適切な場合には、すみやかに必要な指示を行うものとする。

(林道の機能復旧)

第19条 林道の占用又は目的外使用の承認を受けた者は、林道工作物を破損するなど林道機能に支障を与えた場合、すみやかに林道管理者に報告し、林道管理者の指示に基づき林道機能の復旧を図らなければならない。

2 林道の占用又は目的外使用の承認を受けた者は、前項の工事が完了したときは、すみやかに林道機能復旧届(第11号様式)を提出し、林道管理者の確認を受けなければならない。

(占用又は目的外使用の取り消し)

第20条 林道管理者は、林道の占用又は目的外使用の承認を受けた者が、当該管理基準及び当該承認に係る承認事項に違反した場合には、占用又は目的外使用の承認を取り消すことができる。

(占用又は目的外使用の中止又は完了)

第21条 林道の占用又は目的外使用の承認を受けた者は、占用又は目的外使用を中止又は完了

したときには、申請のとおり復旧を図り、中止又は完了の日から原則7日以内に林道占用（目的外使用）中止（完了）届（第12号様式）を林道管理者に提出しなければならない。ただし、車両通行に係る目的外使用については、林道目的外使用完了届の提出を省略することができる。

2 林道管理者は、前項の届出に基づき復旧状況を確認し、措置が不適切な場合には、すみやかに必要な指示を行うものとする。

（占用又は目的外使用の禁止等）

第22条 林道管理者は、林道の通行に支障を及ぼさないよう、特に必要があると認められたときは区域を指定して、林道の占用及び目的外使用を禁止し又は制限することができる。

（占用料及び使用料）

第23条 林道の占用料及び使用料は別に定めた場合のほか、これを徴収しない。

（占用施設の譲渡）

第24条 占用施設を譲渡された者は、林道管理者の承諾を得た場合に限り、当該管理基準に基づき、当該施設に関して有する権利義務を継承する。

（占用施設の標示）

第25条 林道の占用の承認を受けた者は、占用現場の見やすいところに占用期間中標示板（第13号様式）を設置して、標示しなければならない。

第5章 補則

（その他）

第26条 この基準に定めない事項については、林道規程の定めるところによる。

附 則

この基準は、公布の日から施行する。

第1号様式（第12条関係）

林道転用（用途変更）申請書

年 月 日

山北町長

殿

住 所

氏 名

印

次のとおり林道を転用（用途変更）したいので、承認を申請します。

1 転用（用途変更）の種類		
2 管 理 主 体	住 所	
	氏 名	
3 林道の転用（用途変更） の 場 所	路線名	
	起 点	
	終 点	
4 転用（用途変更）の理由		
5 添 付 書 類	(1) 林道位置図 2万5千分の1 (2) 転用（用途変更）実態調査 (3) 土地所有者の承諾書	

第2号様式（第12条関係）

林道管理替え申請書

年 月 日

山北町長

殿

住 所

氏 名

印

次のとおり林道の管理替えをしたいので、承認を申請します。

1 管 理 主 体	住 所			
	氏 名			
2 林道管理替えの場所	路線名			
	起 点			
	終 点			
3 林道管理替えの幅員及び延長	幅 員		延 長	
4 添 付 書 類	(1) 林道位置図 2万5千分の1 (2) その他			

第3号様式（第12条関係）

林道編入申請書

年 月 日

山北町長

殿

住 所

氏 名

印

次の道路を林道に編入したいので、承認を申請します。

1 道 路 の 場 所	路 線 名	
	起 点	
	終 点	
2 道 路 の 構 造	幅 員	
	延 長	
	主要工作物	
3 編 入 の 理 由		
4 添 付 書 類	(1) 位置図 2万5千分の1 (2) 平面図 5千分の1 (3) 平面詳細図 3百分の1 (4) 縦断面図 縦2百分の1 横千分の1 (5) 横断面図 百分の1 (6) 工作物構造図 (7) 土地所有者の承諾書	

第4号様式（第12条関係）

林道工事申請書

年 月 日

山北町長

殿

住 所

氏 名

印

次のとおり林道の工事を施工したいので、承認を申請します。

1 施 工 場 所	路 線 名	
	位 置	
2 施 工 の 目 的		
3 工 事 の 内 容		
4 工 事 の 実 施 方 法		
5 工 事 施 工 期 間	許可の日から	日間
6 添 付 書 類	(1) 位置図 2万5千分の1 (2) 平面図 5千分の1 (3) 詳細平面図 3百分の1 (4) 縦断面図 縦2百分の1 横千分の1 (5) 横断面図 百分の1 (6) 工作物構造図 (7) 土地所有者の承諾書	

第5号様式(第12条関係)

林道工事変更申請書

年 月 日

山北町長

殿

住 所

氏 名

印

年 月 日付け第 号をもって承認を受けた工事について次のとおり変更して施工したいので、承認を申請します。

区 分		変更前	変更後
1 施工場所	路 線 名		
	位 置		
2 施 工 の 目 的			
3 工事の内容	幅 員		
	延 長		
	主要工作物		
4 工 事 の 実 施 方 法			
5 工 事 の 施 工 期 間			
6 添 付 書 類			
7 変 更 理 由			

第6号様式(第12条関係)

林道取付工事申請書

年 月 日

山北町長

殿

住 所

氏 名

印

次のとおり林道に取付工事を施工したいので、承認を申請します。

1 取付工事 の場所	路線名	
	位置	
2 取付工事の目的		
3 取付工事の期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間	
4 工作物または施設の構造		
5 工事施工期間	承認の日から 日間	
6 関係図書		

第7号様式（第16条関係）

林道占用（目的外使用）申請書

年 月 日

山北町長

殿

住 所

氏 名

印

次のとおり林道を占用（目的外使用）したいので、承認を申請します。

1 林道占用 （使用）の場所	路線名	
	位 置	
2 林道占用（使用）の目的		
3 林道占用（使用）の期間	年 月 日から 年 月 日まで	日間
4 工作物、物件、又は施設 の構造及び使用の規模 （長、巾、面積、車両数等）		
5 工事の実施方法		
6 工事施工期間	承認の日から	日間
7 林道の復旧方法		
8 関係図書		

第8号様式（第16条関係）

林道占用（目的外使用）変更申請書

年 月 日

山北町長

殿

住 所

氏 名

印

年 月 日付け第 号をもって承認を受け占用（目的外使用）中ですが、〇〇〇のため次のとおり変更して占用（目的外使用）したいので、承認を申請します。

区 分	変更前	変更後
1 林道占用 (使用)の場所	路線名 位 置	
2 林道占用(使用)の目的		
3 林道占用(使用)の期間		
4 工作物、物件、又は施設の構造及び使用の規模(長、巾、面積、車両数等)		
5 工事の実施方法		
6 工事施工期間		
7 林道の復旧方法		
8 関係図書		

第9号様式（第16条関係）

林道占用（目的外使用）継続申請書

年 月 日

山北町長

殿

住 所

氏 名

印

年 月 日付け第 号をもって承認された林道の占用（目的外使用）について、期間が満了したため継続して占用（目的外使用）したいので、承認を申請します。

区 分		
1 林道占用 （使用）の場所	路線名	
	位 置	
2 林道占用（使用）の目的		
3 林道占用（使用）の期間		年 月 日から 年 月 日まで 日間
4 工作物、物件、又は施設の 構造及び使用の規模 （長、巾、面積、車両数等）		
5 そ の 他		

第10号様式（第18条関係）

林道占用完成届

年 月 日

山北町長

殿

住 所
氏 名

印

年 月 日付け第 号をもって占用承認された〇〇について、占用の
完成を届け出ます。

第11号様式（第19条関係）

林道機能復旧届

年 月 日

山北町長

殿

住 所
氏 名

印

林道機能復旧工事の完了を届け出ます。

1 林道占用 (使用)の場所	路線名	
	位 置	
2 工作物、物件又は 施設 の 構 造		
3 林道の復旧方法		
4 機能復旧の完了期日		年 月 日
5 承認番号及び年月日		年 月 日 第 号

第12号様式（第21条関係）

林道占用（目的外使用）中止（完了）届

年 月 日

山北町長

殿

住 所

氏 名

印

年 月 日付け第 号をもって占用（目的外使用）承認された〇〇について、占用（目的外使用）の中止（完了）を届け出ます。

1 林道占用 （使用）の場所	路線名	
	位 置	
2 林道占用（使用）の目的		
3 林道占用（使用）の期間	年 月 日から 年 月 日まで	日間
4 工作物、物件、又は施設の構造及び使用の規模（長、巾、面積、車両数等）		
5 林道の復旧方法		
6 林道占用（使用）の中止（完了）の時期	年 月 日	

林道占用承認票	
承認番号	年 月 日付
	第 号
占用面積（規模）	
場 所	
目 的	
占 用 面 積	
占用者の住所氏名	

注：承認票の規格は、巾 40cm×20cm

【林道占用承認書】

第 号
年 月 日

殿

年 月 日付けで申請のあった 林道の占用は次の条件を
つけて承認します。

記

- 1 占用の場所
- 2 占用の目的
- 3 占用の期間 承認の日から 年間
- 4 条 件
 - (1) 占用工事については、申請書のとおりとします。
 - (2) 工事期間中は工事概要等を明示した標示板を設置するとともに、通行の危険防止に努めてください。
 - (3) 林道改良工事及びその他の工事を施工する場合に支障があるときは、林道管理者の指示に従い速やかに移転してください。
また、この経費は申請者の負担とします。
 - (4) 林道占用期間中は、占用現場の見やすいところへ占用標識を設置しなければなりません。
 - (5) 継続占用の必要があるときは、期間満了する 14 日前までに継続申請を行ってください。
 - (6) 以上の条件に違反していた場合は、承認を取り消すことがあります。
 - (7) その他必要事項については、林道管理者の指示に従ってください。

【林道目的外使用承認書】

第 号
年 月 日

殿

年 月 日付で申請のあった 林道の目的外使用は次の
条件をつけて承認します。

記

- 1 占用の場所
- 2 占用の目的
- 3 占用の期間 承認の日から 年間
- 4 条 件
 - (1) 林道の通行にあたっては林業関係車両を優先し、また林道工事及びこれに伴う資材運搬について支障がないようにしてください。
 - (2) 林道を破損した場合は、林道管理者の指示に従い速やかに復旧してください。
 - (3) 1日の運搬台数は 台を超えないでください。
1日あたりの総重量は tを超えないでください。
 - (4) 以上の条件に違反した場合は、使用を取り消すことがあります。
 - (5) その他必要事項については、林道管理者の指示に従ってください。

【土地使用承諾書】

土地使用承諾書

年 月 日

山北町長

殿

土地所有者 住所

氏名

印

林道事業を施工するために必要な次の土地について、次の条件のとおり使用することを承諾します。

1 施工場所

土地の所在地番	地目	登記簿面積	使用面積	備考

2 使用条件

- (1) 使用期間は、承諾の日から林道存続中と致します。(ただし、仮設施設のみの場合等は、年 月 日(承諾の日)から年 月 日までと致します。ただし、町に都合が生じた場合は、使用期間を延長致します。)
- (2) 土地の使用料は、無償と致します。
- (3) 土石及び木材等の現地発生材の使用は、無償と致します。
- (4) 土地の形質の変更及び支障立木竹等の伐採除去をさせていただきます。
- (5) 土地の権利を売却又は譲渡する場合は、前項の条件を買受人又は譲受人が継承することと致します。

- 第1号様式 (第12条関係)
- 第2号様式 (第12条関係)
- 第3号様式 (第12条関係)
- 第4号様式 (第12条関係)
- 第5号様式 (第12条関係)
- 第6号様式 (第12条関係)
- 第7号様式 (第16条関係)
- 第8号様式 (第16条関係)
- 第9号様式 (第16条関係)
- 第10号様式 (第18条関係)
- 第11号様式 (第19条関係)
- 第12号様式 (第21条関係)
- 第13号様式 (第25条関係)